

令和元年土佐清水市議会定例会 12月会議会議録

第17日（令和元年 12月 18日 水曜日）

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議事日程

- 日程第1 議案第76号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」
から議案第100号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」
までの議案25件及び令和元年土佐清水市議会定例会9月会議で付託した陳
情の審査結果について一括議題
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 各委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣の件

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

議員定数 12人

現在員数 12人

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席議員 12人

1番	谷口佳保君	2番	弘田条君
3番	武政健三君	4番	山崎誠一君
5番	吉村政朗君	6番	作田喜秋君
7番	岡本詠君	8番	甲藤眞君
9番	細川博史君	10番	前田晃君
11番	浅尾公厚君	12番	永野裕夫君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

欠席議員

なし

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

事務局職員出席者

議会事務局長	窪内研介君	庶務係主事	佐野舞君
主幹	岡林貴也君	主事	仮谷太志君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	泥谷 光信 君	副 市 長	磯脇 堂三 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	戎井 大城 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	沖 比呂志 君
企 画 財 政 課 長	横山 英幸 君	総 務 課 長	中津 健一 君
危 機 管 理 課 長	倉松 克臣 君	消 防 長	宮上 眞澄 君
消 防 次 長 兼 消 防 署 長	味元 博文 君	健 康 推 進 課 長	山下 育 君
福 祉 事 務 所 長	吉永 敏之 君	市 民 課 長	中津 恵子 君
まちづくり対策課長	中尾 吉宏 君	観 光 商 工 課 長	二宮 眞弓 君
農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	和泉 政彦 君	水 道 課 長	谷崎 清 君
じ ん け ん 課 長	早川 聡 君	特別養護老人ホーム し お さ い 園 長	岡田 旭生 君
収 納 推 進 課 長	西原 貴樹 君	教 育 長	弘田 浩三 君
こ だ も 未 来 課 長	伊藤 牧子 君	生 涯 学 習 課 長	田村 五鈴 君
教育センター所長兼 少年補導センター所長	亀谷 幸則 君	選挙管理委員会事務局長	井上 美樹 君
監査委員事務局長	文野 喜文 君		

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前１０時００分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和元年土佐清水市議会定例会１２月会議第１７日目の会議を開きます。

日程第１、市長提出議案第７６号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第５号）について」から議案第１００号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」までの議案２５件及び令和元年土佐清水市議会定例会９月会議で付託した陳情の審査結果について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 弘田 条君。

（予算決算常任委員会委員長 弘田 条君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（弘田 条君） おはようございます。令和元年土佐清水市議会定例会 12 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 76 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、5 款 1 項 2 目農業総務費について

委員から、地域集積協力金についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、中山間地域を中心に要件が緩和され、地域集積協力金を中山間地農業の振興施策として予算の優先枠に位置づけ、単価を平均 2 割引き上げることとなったとのことであります。

また委員から、事業内容や対象地区についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、国は令和 5 年度までに全国の農地の 8 割を担い手に集積するという目標を掲げ、そのための施策として平成 26 年度にスタートした農地中間管理事業の活用によって農地の集積を進めており、地域集積協力金は、その農地中間管理事業の活用を要件として地域に集積協力金を交付することで担い手への農地の集積を推進することを目的としている。本年度は市野々地区、下益野及び浜益野地区を対象に行っており、担い手がいる地域に関しては積極的に働きかけを行っているとのことであります。

さらに委員から、小規模園芸農地集積支援事業についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、県が本年から開始した県単の新規事業で、農地中間管理事業を活用して園芸品目を生産する担い手に対して、補助要件を満たす農地を提供した土地の所有者に対して補助を行う事業であり、目的としては園芸品目を支える担い手の規模拡大と収益性の向上を促進するものとなっている。また、この事業の対象者は事業要件を満たす農地の出し手である地権者とのことであり、了承いたしました。

2、議案第 77 号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」

議案第 78 号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」

議案第 79 号「令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

議案第 80 号「令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

議案第 81 号「令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」

議案第 82 号「令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第

2号)について」

議案第83号「令和元年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」

以上、7件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第76号については賛成多数により、そのほかの議案については全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君）　続きまして、総務文教常任委員会委員長　甲藤　眞君。

（総務文教常任委員会委員長　甲藤　眞君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（甲藤　眞君）　令和元年土佐清水市議会定例会12月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第86号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」

議案第87号「土佐清水市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」

議案第88号「会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公務員の臨時・非常勤職員について特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給料、報酬等の規定について条例整備を行うものであるとのことであります。

委員から、市役所の職員の構成が常勤、特別職の非常勤職員及び会計年度任用職員の3種類になるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、新制度では臨時職員は全て会計年度任用職員に移行されることになるとのことであります。

また、委員から、国の制度として導入する会計年度任用職員制度にかかわって人件費の増額が予想されるが、国からの財源保障はあるのかとの質疑があり、執行部によりますと、地方六団体は会計年度任用職員制度導入に当たって、その分の人件費がふえることについては地方財政計画に盛り込むよう要望はしているが、現時点では明確な政府の回答はないとのことであります。

さらに委員から、常勤職員にかえてフルタイムの会計年度任用職員で対応するようなことにならないのかとの質疑に対し、職員体制については組織機構改革の中で今後の検討課題ではあるが、常勤の職員数を減らして会計年度任用職員をふやすという考えはないとのことであります。

討論では、臨時職員の待遇改善につながることは高く評価するが、常勤職員がフルタイムの

会計年度任用職員に置きかえられることがないよう対応を要請する意見もあり、関連する３議案について了承いたしました。

２、議案第８５号「土佐清水市防災物資配送拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について」

議案第９０号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第９１号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第９２号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

以上、４件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会に付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 続きまして、産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君。

（産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君） 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果報告をいたします。令和元年土佐清水市議会定例会１２月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

１、議案第９５号「土佐清水市立水産加工場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」

議案第９６号「財産の無償譲渡について」

議案第９５号及び第９６号については関連している議案のため、一括して審査いたしました。

執行部の説明によりますと、第三セクターの業務を大幅に再編し、好調であるペットフードのライン化を図りたいとの意向もあり、旧土佐食から柔軟に設備投資や改修工事を実施したいため、譲渡の要請を受け、市としても施設を譲渡する方向で検討した結果、施設の譲渡及びそれに伴う条例の廃止についての議案を提出している。譲渡する財産は、土地については土佐清水食品株式会社の三崎工場、第一食品棟及び第一工場が整備されている土地で、１万３,５９０.１４平方メートル及び２４.７２平方メートル。建物については、土佐清水食品第一食品棟、旧土佐食の三崎の第一食品工場で、本体施設と冷凍冷蔵施設、排水処理施設を備え、建築面積が２,７１０.４３平方メートル。また、土佐清水食品第一工場、旧土佐食の三崎第二工場の本体施設と排水浄化施設を備えた９８８.７５平方メートルとのことであります。

譲渡先は土佐清水食品株式会社で、譲渡時期については令和２年１月１日としたいとのこと

であります。

委員から、財産価値の有無についての質疑に対し、執行部の説明によりますと、財産価値はあるとのことであります。

また、委員から、財産価値があるのに無償譲渡にする理由はとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、この建物は建設後25年経過していることもあり、排水浄化施設や冷凍保管施設等がかなり老朽化しており、今後も数千万円単位での修繕が必要になってくることが予測され、土佐清水食品としても柔軟で速やかな改修を行いたいとの意向もあり、無償譲渡という形で、メジカ対策業務は引き継がせるということになっている。また、当施設は国の補助金を導入していることもあり、譲渡に当たっての条件として、国での手続は無償譲渡が条件になっているため、耐用年数から算定すると補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用期間が13年ほど残っており、無償譲渡以外では3,500万円ほどの返還金が生じることになっているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第97号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」

議案第99号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」

議案第100号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」

委員から、指定管理者の選定については公募すべきではないかとの意見があり、執行部からは、公募については次回から検討していく。過去には公募をしたが指定管理をしてくれる団体がいなかったこともあった。公募によらない指定管理者の指定については、次回から資料等の提供も含め検討していくとのことであり、了承いたしました。

3、議案第84号「土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計条例の制定について」

議案第89号「土佐清水市あわび類中間育成施設等設置条例の全部を改正する条例の制定について」

議案第93号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第94号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第98号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」

以上、5件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案第95号、第96号、第97号、第99号及び第100号については賛成多数により、議案第84号、第89号、第93号、第94号及び第98号については全会一致により可決いたしました。

令和元年土佐清水市議会定例会9月会議で付託を受けました陳情について、審査の概要と結果について報告いたします。

1、陳情第1号「土佐清水市迷惑駐車防止に関する条例の制定についての陳情」について委員会審査に当たり、正副委員長が布地区を訪問し、区長に面談するなど現場状況の確認を行いました。

区長の話によりますと、時には道路の両サイドに車を駐車しており、行き違いが困難な場合や複数の車が並行して駐車することから死角が多くなり、近隣住民の生活に危険を及ぼす状況とのことでありました。また、布橋付近については、橋のすぐそばから車高の高い車が駐車していることもあり、通行の視距が制限され非常に危険な状況であることも確認いたしました。

地元区長の意向を聞き取りしたところ、まずは看板設置をしてほしいとのことであり、以上のことなどを委員に報告し、陳情の審査に入りました。

執行部からは、布橋付近について非常に危険な状況にあり、コーンを設置し駐車ができないように制限するというのも1つの手だてとしてあり、道路管理者としてできる部分ではないかとの見解が示されました。

また、地元の意向を踏まえ、委員会としては早急に対応する必要があるとの判断をし、まずは看板設置をして啓発すべきとの意見に集約されたところであります。

本陳情内容は「土佐清水市迷惑駐車防止に関する条例の制定についての陳情」でありますので、趣旨採択とすべきであるとの委員からの発言があり、これについて委員から異議はなく、趣旨採択することについて諮った結果、全会一致により、趣旨採択とすることに決定いたしました。執行部におかれましては、早急な対応を要請いたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席ください。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

前田議員。会議規則の第56条により、質疑を同一議題につきましては3回までという取り決めになっておりますのでよろしくお願いいたします。

前田議員、どうぞ。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 陳情第1号に関する委員長の報告に対しまして、質疑させていただきたいと思います。

なお、この質疑の中身につきましては、今朝委員長のほうにこうこういうことで通告しましたので、ちょっと準備ができていないかもしれませんので、わかる範囲で構いませんので答弁をいただけたらというふうに思います。

それでは質疑をさせていただきます。まず1回目ですけれども、布の3区長から提出されました、この迷惑駐車を防止する条例の制定を求める陳情を産業で審議して、委員から提案があって趣旨採択をしたという委員長の報告がありました。まず、この陳情を趣旨採択とした理由について、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

次に、この産業厚生常任委員会では、さきの報告によりますと迷惑駐車防止の看板設置の件については時間をかけて論議をされたようですけれども、この趣旨採択をした陳情の主題となっています、迷惑駐車防止の条例については、どれくらいの時間をかけて、そしてどのような論議が行われたのか。先ほどの報告では委員の提案があってということでしたが、そのあたりの論議はどうだったかという点をお伺いしたいと思います。

次に、この陳情の付託先は協議しました議会運営委員会ですから、私も参加しておりましたけれども、まず議長の聞き取りで、今委員長報告にもありましたけれども、同じような内容で早急な対応が求められました、迷惑駐車防止の看板設置の案件を産業厚生常任委員会へまず付託をして、陳情の主題となっています、この条例の制定にかかわっては総務文教常任委員会に付託することになっていたというふうに私は理解をしておりましたけれども、産業厚生常任委員会には一体何が付託されていたのか。看板の設置の件か、この陳情の審査の件か、あるいは両方か、そのあたりは委員長はどのように認識されていたのか。まずその3点をお伺いしたいと思います。

○議長(永野裕夫君) 産業厚生常任委員会委員長。

(産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君登壇)

○産業厚生常任委員会委員長(谷口佳保君) お答えします。

まず、一番初めにですね、陳情を趣旨採択とした理由ということですが、今回の陳情はですね、土佐清水市迷惑駐車の防止に関する条例の制定についての陳情書でありまして、条例の陳情になりますと総務のほうになるかと思いますので、実際ですね、正副委員長で現場の状況を

見に行ったときに、実際本当に迷惑駐車はたくさんあって困っているという状況がわかりました。

ただ、この陳情の内容が条例のことに対する陳情でしたので、産業としては条例のことに対する陳情になりますと総務の担当になりますので、この内容は十分現場も見た結果よくわかるということで、趣旨採択ということになりました。

陳情の主題である迷惑駐車を防止する条例について、どのくらいの時間をかけて論議を行ったかということですが、この条例についての論議というのはなく、条例というよりは産業に付託されて、現状のことについては深く論議されましたが、条例のこと云々ということになりますと総務になるのかなというところがあってですね、条例についてというのは産業のほうでは論議はしておりません。

産業厚生常任委員会に何が付託されていたのというのはですね、この条例の制定についての陳情について、このままですけど、これが付託されたと思っております。

答えになっていなかったら済みません。

○議長（永野裕夫君） 前田議員。

（１０番 前田 晃君登壇）

○１０番（前田 晃君） わかりました。２回目です。

まずですね、陳情の趣旨採択ということですが、趣旨というからには、やっぱり趣旨がはっきりしていないといかんと思うんです。先ほど答弁では、条例については総務になるので趣旨採択という答弁やったと思うんですけれども、その趣旨とは何かですね。そのあたりちょっと詳しくもう一回確認をしてください。

それから次に、さきの報告でしたら委員長と副委員長による陳情の提出者からの聞き取りで、看板の設置の要望が出されたということですが、そのときにこの陳情者のほうから主題となっています条例制定の陳情の取り扱いについて、例えばもうこの陳情は撤回しますよとかですね、何かそういった意思表示があったのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

それから次に、提出された陳情には看板設置の文言は、私も読みましたけれどもありませんでした。産業厚生常任委員会では、先ほどお話ありましたけれども、この要望に基づいた看板設置の協議に多くの時間を費やしているということですが、先ほど答弁からするとちょっとお尋ねしたかったのは、看板の設置の協議は陳情の審査に当たるものかどうかですね。今の答弁を聞いていますと陳情の審査そのものだというニュアンスで私は捉えたのですが、そのあたり委員長はどのように認識されちようのかお伺いしたいと思います。

４つ目です。陳情に添付されていた迷惑駐車防止条例案と本市が既に制定しています、何でしたかね、違法駐車等防止条例との比較及び検討というのが産業厚生委員会では行ったの

でしょうか。そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君） 趣旨採択した陳情の趣旨ということですが、趣旨としては、布地区の住民が迷惑駐車により困っているということが趣旨だと受けとめて、産業厚生常任委員会のほうでは話し合いを行いました。陳情の聞き取りに行った際にですね、陳情の取り扱い、例えば撤回するとかいう話は出ませんでした。何度かですね、正副委員長で現場に行ったんですが、4回ぐらい行って、それぞれも行って、10回ほどは布地区に入りましたが、その中で条例についての話はなかったです。ただ、住民側とすれば、条例でも看板でも、結局迷惑駐車を早急に解決してもらいたいということが強く要望されていることかなと思いました。ただ、条例という言葉は3区長さんからは出ませんでした。

看板設置の協議は陳情の審査に当たるのかとありますが、これは陳情の審査には当たらないと思います。ただ、その手段として看板設置のことが話の中で出て、これは看板設置のほうがいいんじゃないでしょうかねという話で現場でも出ましたし、委員会の中でも出た話です。

産業厚生常任委員会では、陳情の迷惑駐車防止条例と本市にもともとある条例との比較は行っておりません。こちらのほうはですね、産業の委員会のほうではなく、総務のほうかなと思いますので、産業のほうでは諮っておりません。

○議長（永野裕夫君） 10番、前田議員。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） そうしたらもう一回確認させてください。

産業が付託を受けて審議をした看板の設置については、これは陳情の中身ではないという認識を委員長は持たれちゃったということなんですよ。それは後でもう一回答弁お願いします。

3回目ですので、これが最後になります。

今回の趣旨採択にかかわってですけども、何度も言いますけれども、陳情の要請しています主題というのは条例の制定ということになります。これは趣旨採択をしたということは、採択なのか不採択なのか、これ判断をしたことになると思うんですよ。どちらかに。趣旨採択というのはね。はっきり言えば。どっちかだと思うんですけども。そう判断した根拠ですよ。何かその、いや私ね、話聞きながら自分自身も整理ようしませんけれども、条例にかかわる部分は総務だというふうにおっしゃいましたから、そうしたら産業のほうで趣旨採択はできないのではないかなというようなことを、まず考えるんですよ。趣旨採択するということになれば、この条例が採択か不採択なのか、これ明確になるわけだと思いますのでね、そのあたりそういうふうに採択なのか、不採択なのかですね、委員長どう認識されているか。そしてその認

識は一体どういう判断に基づくかというところを。ちょっと変な質問しようがやないかと私も思いつつ、今聞いているんですけども。

それから最後です。これももうあれですね、条例部分が総務の管轄。そこに付託されるものだとなればですね、何とも。そういう認識を持っておられながら、委員会の中で。

○議長（永野裕夫君） 前田議員、まとめてください。

○10番（前田 晃君） 非常に私も話聞きながら自分が整理をようせんようになりましたので、いいです。そうしたら、今の質疑の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 産業厚生常任委員会委員長。

（産業厚生常任委員会委員長 谷口佳保君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（谷口佳保君） 陳情の要請の条例の制定についての採択か、不採択かというのは行っていないと認識しております。ただ、なので条例のことについては本当に総務のほうになりますので、産業のほうで採択、不採択という結論は出せないと思ひまして、内容は十分にわかりますし現状も見に行つてですね、実際に地区住民の方も本当に早急に迷惑駐車を解決してほしいということでしたので、よく趣旨はわかりますということで趣旨採択をさせていただきました。

ただ、出てきた陳情は条例制定についてでしたが、現場に行つたときにですね、現状も見させていただいて区長さんのお話も聞かせていただひて、住民の方も来ていただいたときには、条例云々よりかは、もう早急にこれを解決してほしいと。その中で看板設置をしていただければという話も出てきたので、それも産業の委員会の中で報告させてもらつてですね、趣旨採択というふうになりました。

肝心の条例についての議論はですね、条例のほうは産業ではなく総務のほうになりますので、条例についての話し合ひは行っておりません。

○議長（永野裕夫君） 質疑なしの締めでお願いいたします。

（10番 前田 晃君登壇）

○10番（前田 晃君） 急な質疑で大変申しわけありませんでした。どうもありがとうございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） そのほか質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願ひます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 10 時 36 分 休 憩

午前 11 時 27 分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

10 番、前田 晃君。

（10 番 前田 晃君登壇）

○10 番（前田 晃君） 市民のこえの前田晃です。布の3区長から提出をされました駐車違反を防止する条例の制定を求める陳情を産業厚生常任委員会で趣旨採択したことについては、その取り扱いにかかわって2つの大きな問題があると考えられるため、反対の立場で討論を行います。

まず1つ目の問題は、質疑でも触れましたように、産業厚生常任委員会へ付託されました案件はこの陳情ではなく、議長の聞き取り後に早急な対応が必要とされました迷惑駐車防止の看板の設置の件であったということです。付託先を協議しました議会運営委員会では、急ぐ案件として迷惑駐車防止の看板の設置の検討を、まず産業厚生常任委員会に付託をし、条例制定が主題の陳情は総務文教常任委員会に付託をする。それが議会運営委員会の結論であったと私は認識しています。

実際にさきの質疑で委員長自身も陳情の条例部分については総務文教との認識を持っておられましたし、産業厚生常任委員会においても看板の設置にほとんどの時間を費やして協議をしております。

ところが、委員会の終盤に陳情の趣旨採択が提案され、可決をしてしまっています。陳情を付託されていないはずの委員会での結論を出したことには大変な違和感があり、理解に苦しむところであります。

2つ目の問題は、質疑での委員長答弁でも明らかなように陳情の主題となっております条例についての論議がほとんどなされずに趣旨採択としていることでもあります。今回提出された条例の制定を求める陳情の審査には、陳情の提案をします迷惑駐車防止条例案と本市が既に制定しております違法駐車等防止条例を比較し、検討することが必要だと思います。本市の違法駐車等防止条例に提案の迷惑駐車が含まれているのかいないのか。少なくともそれを明らかにする論議と精査が求められていると思います。そういった手順を踏んで初めて採択、不採択の結論が出せるのではないのでしょうか。

今回の趣旨採択の採決は、付託先や手順などの手続上の不十分さが否めず、陳情の取り扱いとしましては不適切ではなかったかなと思います。したがって、このような陳情の趣旨採択を

本会議で可とすることは、市民への説明も困難であり、市議会への信頼を損ねかねないと考えます。常任委員会の決定は尊重されなければなりません。しかし、問題があれば率直に指摘をすることも必要であります。それは市民の付託を受けた私たち議員の責務でもありますし、市民に開かれた議会に必要な自主規制、セルフコントロールでもあります。

加えて、今回の陳情の取り扱いにつきましては、陳情で挙げられた市民の声に応えるために、これまで前例がないのかもしれませんが、できればこの陳情を継続審議とし、総務文教常任委員会に再付託をして、肝心の条例そのものについて審査をする。それがこの今反対討論に立っている私の本意であることも最後に申し添えておきたいと思います。

以上の理由によりまして、迷惑駐車を防止する条例の制定を求める陳情を趣旨採択とすることについて反対の意思を表明しまして、私の討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、討論の通告がありますので発言を許します。

6 番、作田喜秋君。

（6 番 作田喜秋君登壇）

○6 番（作田喜秋君） 議会会派みらいの作田でございます。陳情第 1 号の審査結果について、賛成の立場から討論を行います。

陳情第 1 号は、産業厚生常任委員会へ付託したのは各会派の代表で組織する議会運営委員会において、各委員異議なく決定したものであり、この決定について反対することは議会運営の上からも問題があることは明白であります。産業厚生常任委員会の審査については妥当な結論であり、賛成の立場から討論いたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第 7 6 号「令和元年度土佐清水市一般会計補正予算（第 5 号）について」、議案第 7 7 号「令和元年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、議案第 7 8 号「令和元年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、議案第 7 9 号「令和元年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 8 0 号「令和元年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 8 1 号「令和元年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」、議案第 8 2 号「令和元年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第 2 号）について」及び議案第 8 3 号「令和元年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第 2 号）について」

1号)について」の補正予算案8件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第76号から議案第83号までの議案8件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号「土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号「土佐清水市防災物資配送拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号「土佐清水市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号「土佐清水市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第８７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８８号「会計年度任用職員制度の導入等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第８８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８９号「土佐清水市あわび類中間育成施設等設置条例の全部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって議案第８９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９０号「土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。よって議案第９０号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９１号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立多数であります。よって議案第９１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９２号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号「土佐清水市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号「土佐清水市給水条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号「土佐清水市立水産加工場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第95号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。よって議案第 97 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号「土佐清水市斎場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって議案第 98 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号「あしずり港交流拠点施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。よって議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号「土佐清水市立竜串貝類展示館の指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。よって議案第 100 号は原案のとおり可決されました。

次に、9 月会議で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第 1 号「土佐清水市迷惑駐車防止に関する条例の制定についての陳情」の審査結果について採決いたします。

陳情第 1 号に対する産業厚生常任委員会委員長の報告は趣旨採択であります。陳情第 1 号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。よって陳情第1号は委員長の報告のとおり決しました。

ただいま、市長から諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」並びに同意案第4号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」及び同意案第5号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、諮問第2号並びに同意案第4号及び第5号を日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって諮問第2号並びに同意案第4号及び第5号を議題とすることに決しました。

諮問第2号並びに同意案第4号及び第5号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただいま御提案いたしました諮問第2号及び同意案第4号、第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。

人権擁護委員として基本的人権を擁護するため、侵犯の防止及び適切なる措置並びに指導等に御尽力を賜っております、田島好行氏が令和2年3月31日をもって任期満了となります。

田島氏は平成29年4月から同委員として献身的に御尽力を賜るなど、人格・識見とも最適任者と考えており、引き続き候補者として推薦いたしたいと存じます。

次に同意案第4号は、土佐清水市教育委員会教育長の任命についてであります。

平成28年12月から教育長として御尽力を賜っております、弘田浩三氏が令和元年12月23日をもって任期満了となります。この間、同氏の教育振興に尽力された功績はまことに大きく、その御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げますところであります。

つきましては、引き続き弘田浩三氏を教育長として任命いたしたいと存じます。

同氏の豊富な経験と実績に加え、人格・識見は本市の教育長として最適任者であると考え、御提案申し上げる次第であります。

次に、同意案第５号は土佐清水市教育委員会委員の任命についてであります。

平成２８年１２月から同委員として御尽力を賜っております、竹田陽氏が令和元年１２月２３日をもって任期満了となります。この間における同氏の御労苦と御努力に対しまして心から敬意と感謝を申し上げるところであります。

つきましては、その後任として矢野川正道氏を任命いたしたいと存じます。

矢野川氏は高知県公立学校教員に採用後、本市を初め、幡多地域の小学校で教鞭をとられ、三崎小学校校長を最後に退職されましたが、その後も人権擁護委員を歴任されております。その経験と識見は教育委員として最適任者であると考え御提案する次第であります。

以上３件につきまして、どうか、御答申・御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

諮問第２号並びに同意案第４号及び第５号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

諮問第２号並びに同意案第４号及び第５号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって諮問第２号並びに同意案第４号及び第５号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。諮問第２号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって諮問第２号は同意することに決しました。

次に、同意案第４号「土佐清水市教育委員会教育長の任命について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって、同意案第４号は同意することに決しました。

次に、同意案第５号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」、同意の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。よって、同意案第５号は同意することに決しました。

ただいま教育長に任命されました、弘田教育長より、一言挨拶を許します。

教育長。

○教育長（弘田浩三君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶させていただきます。

ただいま再任の御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。しかしながら重責を考えると、今は身の引き締まる思いをいたしております。これまでも市長を初め、議員の方々、職員の皆様には大変お世話になってきたわけですが、引き続き皆様方にはお世話になることと思いますのでよろしくお願いいたします。

さて、学校現場では、来年度２０２０年度より、小学校において新学習指導要領が全面实施され、中学校では２１年度より実施予定となっています。主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学校現場と連携をさらに密にして取り組んでいかななくてはならないと思っているところです。

また、郷土の偉人、ジョン万次郎への理解を深め、興味・関心を小学校時代から子供たちに持ってもらえるよう副読本の作成を現在行っていますので、来年度より子供たちの学習に取り入れ、ジョン万スピリットの継承につなげていきたいと思っています。

そして、保育所、幼稚園から小学校への進級の際の小１プロブレムの課題についても、保・幼・小の連携のもと、スムーズな接続に努めたいと思います。

以上のような事柄を念頭に置き、微力ではありますが３期目におきましても子供たちの幸せのために全力で取り組んでいこうと思いますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） ただいま市議会議案第７号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。この際、市議会議案第７号を日程に追加し議題といたしたいと思ひます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、市議会議案第７号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第7号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

9番、細川博史君。

(9番 細川博史君登壇)

○9番(細川博史君) 市議会議案第7号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は令和元年土佐清水市議会定例会9月会議におきまして、観光商工課ジオパーク推進係を課に昇格し、国立公園*ジオパーク推進課を新設する、土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてが可決され、令和2年1月1日から施行することとされております。これに伴い、委員会条例の第2条、産業厚生常任委員会の所管について、同課を追加する必要が生じたところであります。このため同条を改正するとともに、法令用字及び用語について所要の改正を行うものであります。

○議長(永野裕夫君) 7番、自席にお願いいたします。

提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって市議会議案第7号については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。市議会議案第7号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。市議会議案第7号について、原案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。よって市議会議案第7号は可決されました。

日程第2、「各委員会の閉会中の継続審査について」を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣いたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣についてはそのように決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

副市長。

（副市長 磯脇堂三君登壇）

○副市長（磯脇堂三君） 議長のお許しをいただきましたので、少し時間をいただきまして、第17回ジョン万次郎祭りの報告とあわせて閉会の御挨拶をさせていただきます。

現地時間の10月5日に2年に1度姉妹都市であるフェアヘーブンで開催されました「第17回ジョン万次郎祭り」に、10月3日から9日にかけて参加しましたので御報告いたします。

私のジョン万次郎祭り参加は、4年前の第15回ジョン万次郎祭りに続き2回目の参加となりました。今回のツアーはまさしくジョン万次郎にふさわしいハプニング、まさかの連続の日程でございました。

まず、日程につきまして、ツアー出発日の3日の前日2日午後3時より仕事等で旅の準備が余りできていなかったため休みをいただき準備をしていると、大雨警報により災害対策本部を敷き「レベル3避難準備高齢者避難開始」が発令されたとのことで、5時半過ぎに市役所に行

き、3日の午前0時まで警戒に当たっていましたが、雨の状況も落ちついてきましたので一足先に帰宅を許していただき、そそくさと準備の続きを行い、ほとんど睡眠をとらず出発の朝を迎えました。

3日、出発の朝は曇りながらも青空がのぞくまずまずの天候で7時15分に清水高校生3名と7名で清水を出発したのでございますが、休憩所の窪川に近づくにつれ、次第に雨足が強くなり、高知自動車道に乗ってからは大雨となり、土佐市付近ではさらに雨足が強くなり、高速道から見た一般道は既に冠水している場所もあり、この状態では高速道は通行どめになるのではないかと心配していましたが、私たちが伊野インターを過ぎた直後に上下とも通行どめになり、何とか高知龍馬空港にたどり着きました。土佐市付近から高知市、高知空港に至る間、携帯電話は各自治体から避難を呼びかけるエリアメールが鳴りっぱなしの状態でした。

高知龍馬空港では高知組6名と合流し、高知空港11時45分発羽田行きJAL494便、これは羽田から高知に来て引き返す便ですが、これを待っていました。空港に到着したときには雨足はそれほど強くはなかったのですが、出発時間が近づくにつれ雨足が強くなり真っ黒い雲が空港上空全体を覆い遠雷も聞こえてくるようになり、無事到着するのか心配しているとき、JALから羽田行きのJAL494便は悪天候のため高知空港上空を旋回していると、おくれるとのアナウンスがある中、気をもみながら待っていると11時30分に着陸のラストトライをするとのアナウンスがあり、期待して待っていましたが、11時30分、40分、50分が過ぎてもおりてくる様子はなく、12時前に飛行機は着陸を諦め、羽田に引き返したとアナウンスがございました。

さて、これからどうするかと思案中、近畿日本ツーリスト高知支店の添乗員さんの働きにより、この添乗員さんにはですね、ツアー中もこの後に話も出のですが、大変お世話になりました。13時35分発羽田行きANA566便、この便も高知空港折り返しの便でございましたけれど、空席があるとの情報を得ました。このANAの便で行くと何とか成田18時15分発ボストン行きJAL008便に間に合うことということなので、高校生の引率の先生等皆さんと協議してANAで羽田まで行こうということになり、ANAのチケット代、これは各自負担、後に旅行保険から補填されましたけれど購入し、定刻（12時30分）に着陸してくれることを期待して待っていると空港上空は次第に明るくなってきて雲の切れ間も見えるようになり、無事定刻に着陸することができ、13時35分発羽田行きで約2時間おくれで高知空港を後にしました。その後はほぼ順調に推移し、成田に17時ごろに到着し、羽田空港で待ち合わせをする予定でした和歌山出身の方1名と東京組4名と合流し、添乗員入れて総勢19名で18時15分発のJAL008便でボストン空港（所要時間約12時間50分）へと旅立ってまいりました。

ボストンには飛行機の多少のおくれもあり、現地時間の10月3日19時ごろに到着し、入国審査を受け、ボストンの市街地にあるレストラン、このレストランは全米で最も古いレストランでケネディ元大統領が愛用していたというレストランでした。そこで遅い夕食を済ませ、ホテルへと行き、長い長い本当に長い1日が済みました。

翌4日は少し肌寒い天候でしたが、天気恵まれ、午後3時ごろまでボストン美術館、ハーバード大学等、ボストン市街地を見学し、ボストン美術館でウエルカムジョン万会の田中家族、この家族はツアーとは別行動でございましたけれど合流し、目的地のフェアヘーブンに向け出発しました。4年前は大渋滞に巻き込まれ、通常1時間30分程で到着するのが倍以上かかってフェアヘーブンに到着したのですが、今回はそれほどの渋滞もなく、午後5時過ぎにホテルに到着。その晩はホテルでホイトフィールド・万次郎友好協会会長ルーニー夫妻、ほかメンバーの方々にウエルカムパーティを開いていただき、温かく向かい入れをしていただきました。

5日、いよいよジョン万次郎祭り当日、少し肌寒かったものの、朝から絶好の晴天に恵まれ祭りの会場である町役場の前には地元の人たちによる多くの出店が設けられ、本市のコーナーも会場の一角に構えていただき、ジョン万祭りにいつも参加していただいている土佐市の青野氏が日本から持ち寄った昔ながらの遊び、紙風船、折り紙や書道などに高校生を中心に奮闘していただき、夕方まで多くの方々が訪れ、大変にぎやかに祭りを盛り上げることができ、地元の方々と交流もできたと思っております。

また、今回初めて本市のコーナーにジョン万次郎NHK大河ドラマ化の署名コーナーを観光商工課ジェyson、今回は自費でボランティアで参加していただいております。ジェysonには大変通訳等でお世話になりました、の計らいで設けていただき、多くの方に署名していただき大河ドラマ化に向け、心強く思ったところでございます。祭りの合間には、ジョン万次郎ゆかりの場所をめぐる万次郎トレールに参加し、万次郎が通った小学校、ホイトフィールド・ジョン万次郎友好記念館などをめぐり、当時の万次郎の生活を感じ取ることができました。祭りの終わりは、恒例となりましたあしずり踊りで大いに盛り上がり祭りを締めくくることができました。祭りのセレモニーには、ホイトフィールド船長の5代目のロバート・ホイトフィールド氏、チャールズ・マーフィー、フェアヘーブンセレクトマン、6日前に着任したばかりのボストン総領事の大森氏なども参加していただいております。

祭りの終わった夜には、ニューベットフォード市の計らいでニューベットフォード市にあるコンサートホールで行われたクラシックコンサートに招待を受け、生のオーケストラの音楽を聞くことができニューベットフォードの夜を心ゆくまで堪能することができました。

6日（日曜日）には、ルーニー御夫妻の案内でユニタリアン教会、これは万次郎が通っていた教会ですけれど、日曜礼拝に参加し、ホイトフィールド船長御一家の墓地に献花した後、

鯨博物館の隣にあるニューベットフォード捕鯨国立公園ビジターセンターなどを訪れ、アメリカでの捕鯨の歴史を学ぶことができました。その晩には、捕鯨博物館でフレンドシップ・ディナーが、チャールズ・マーフィー、フェヘーブンセレクトマン、ロバート・ホイットフィールド氏、ホイットフィールド・万次郎友好協会関係者ほか、我々含め総勢100名を超える参加者のもと、盛大に開催されました。このディナーでは高知市から参加した明徳中学生の杉本さんによる英語でのスピーチ、土佐市から参加した森岡さんによる「ジョン万が見た海へ」の歌、本市から参加した高校生3人による英語での一言スピーチが披露され、それぞれ盛大な拍手をいただいたところでございます。このフレンドシップ・ディナーは、我々にとってはさよならパーティでもあり、フェヘーブンの最後の夜を名残惜しむかのように夜遅くまで交流が続けられ、最後に来年本市で行われる第8回ジョン万祭りで再会を約束して会場を後にいたしました。

翌7日は我々の最後の目的地であるワシントンD. C. に向けルーニー御夫妻、ロバート・ホイットフィールド氏の見送りを受け、朝6時にホテルを出発し、1時間程度で国内線のプロビデンス空港に到着。8時45分発ワシントンD. C. 行きアメリカン航空5604便を待っていましたが、少しおくれるとのアナウンスがあり、アメリカでは20分、30分おくれるのは当たり前とのことだそうです。結局、20数分おくれて機内に乗り込み、安全確認を行って、ゲートを離れ滑走路に向かうところで飛行機がとまり、滑走路があくのを待っているのかと思っていましたが一向に動く気配がなく、そのうちエンジンの調子が悪いみたいとのことで、一旦元のゲートに戻り様子を見ていましたが、しばらくすると機内に積み込んだ荷物が運び出されているのが窓から見え、我々も飛行機から降ろされ、出発ロビーで待たされる羽目になりました。飛行機会社からは、ただただ調整中との説明しかなく、しばらくすると乗る予定の飛行機はゲートを離れどこかに行ってしまいました。これからがまた添乗員さんの活躍が始まります。何とかワシントンD. C. までたどり着かないと、あしたの帰りにも影響するのでワシントンD. C. 行きの飛行機のあき状況を確認していただき、14時35分発の便があいてるとのことです。急遽その便を予約し、空港内で長い時間待つことになりました。14時35分発のアメリカン航空はほぼ予定どおりに出発し、当初10時30分ごろにワシントンD. C. に到着する予定が結局16時30分ごろになり、当初ワシントンD. C. 市内を半日かけて見学する予定でありましたが、40分程度になり、スミソニアン国立宇宙博物館は10分の見学、国会議事堂、ホワイトハウス、リンカーン記念館、ワシントン記念塔をまさに駆け足で見て回り、夕食を予約していたレストランに滑り込み、食後ホテルにたどり着き、長い1日が終わりました。

8日は帰国日となり、朝8時にホテルを出発し、ロナルド・レーガン・ワシントンナショナル空港を9時54分発アメリカン航空317便で中継地であるシカゴ・オヘア空港へと向かい、

シカゴ・オヘア空港１２時２５分発ＪＡＬ００９便で一路成田へとアメリカを後にしました。

成田空港には日本時間の９日１５時３５分ごろに到着予定がおくれ、入国手続、成田から羽田までの渋滞等で羽田空港出発ロビーに着いたのは出発時間１８時５５分の飛行機でしたけど、１５分ほど前でした。高知龍馬空港には２０時２０分に到着し、空港でツアーの解散式を行い、清水へと車を走らせ、２３時ごろに市役所へ到着し、出発時からハプニング、まさかの連続でした全７日間の日程を何とか無事終わることができました。

今回のジョン万次郎祭りツアーは、ツアー始まって以来のハプニング、まさかの連続でございました。まさしくジョン万スピリットのいう、どんな境遇でも決して諦めない、いつでもポジティブに物事を考えることを、今回参加した高校生、中学生は体験することができたかなというふうに思っております。

また、前はそれほど感じなかったんですけど、アメリカは広いなと感じました。ワシントンではほとんど時間はとれなかったんですけど、国会議事堂からワシントン記念塔までの直線３キロ、幅約１キロは何にもない平原、これはアメリカ大統領が就任式のときにテレビ放映される場所ですが、ワシントンからシカゴに向かう間、機内から景色を見ていましたが、延々何十キロもわたる穀倉地帯が続き、シカゴ・オヘア空港がこれまた広い、着陸してからゲートに着くまで約５０分ほどかかりました。このようにつくづくアメリカは広いなあと感じたところです。

私は今回で２度目の参加でしたが、前回まではツアー一行がフェアヘーブンを到着して帰るまでルーニー会長御夫妻初め、ホイトフィールド・万次郎友好協会のメンバーの方たちのお世話になったところでございますが、今回は滞在期間中の移動のバスの手配やクラシックコンサートの招待などニューベットフォード市が大きくかかわってくださいました。これはこれまでにない傾向とのことでございます。本市はフェアヘーブン、ニューベットフォード両市と姉妹都市を締結していますので、ニューベットフォード市がかかわってくれることはよいことだと思っておりますので、今後の状況を見ていきたいというふうに思っております。ルーニー御夫妻も元気とはいえ、高齢になってきていますので、今まで言われてきたことですがルーニー御夫妻の後継者を早くつくるのが、これから末永く交流を続ける上で大変大事なことだと改めて痛感しましたし、今後の交流のあり方についても考えるときに来ているのではないかと感じております。

来年は本市で第８回目のジョン万祭りが開催されます。今回我々が温かくフェアヘーブン・ニューベットフォードで迎えてくれた以上におもてなしの心でお迎えしたいと思っています。

以上、第１７回ジョン万次郎祭り参加の報告とさせていただきます。

続いて、１２月会議閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。本会議には追加議案を含め

２９議案提出し、それぞれ適切な御決定をいただき、心よりお礼申し上げます。

ことしも残すところあと１０日余りとなりました。ことしは正月２日の中央町の大火を初め、清水消防署始まって以来の家火事の多い年だったと思います。これからも乾燥した時期が続きますので火のもとには十分気をつけていただきたいと思います。また、全国的には豪雨、台風等の自然災害が多い年でありました。自然環境の変化なのかわかりませんが、いつどこで豪雨に遭うかわからない状況でございますので、日ごろよりの備えが肝心だと思っております。ことしもいろんなことがありましたが、来る令和２年が皆様にとってよい年になることを御祈念いたしまして、長くなりましたけれど１２月会議閉会とジョン万祭りの報告とさせていただきます。この１年間大変お世話になりました。お疲れさまでございました。

○議長（永野裕夫君） それでは、議会閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本年１月より議会基本条例に基づき、３４１日間の通年議会がスタートいたしました。この間、年号も平成から令和にかわり、日本全体がワンチームになり本年は華々しい時代を迎えました。議会といたしましても、予算関連条例など当面する本市政の諸案件を審議いただき、それぞれ妥当、適切な結論を得て通年議会が議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝をいたすところでございます。

今後も市民の皆さんに開かれたわかりやすい議会を目指して、いま一度議員はもとより、執行部の皆様も襟を正し、原点に返り、市民に愛される、また市民より信頼され、尊敬される議員、職員であることを切に要望いたします。

ことしも残りわずかとなりました。これから年の瀬に向け寒さも厳しくなっております。皆様、そしてまたインターネット中継をごらんの皆さん、くれぐれも健康に御留意をなされ、輝く明るい新年を迎えられますよう心から御祈念を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもちまして、令和元年土佐清水市議会定例会１２月会議を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって令和元年土佐清水市議会定例会を閉会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって本日をもって令和元年土佐清水市議会定例会を閉会することに決しました。

これをもちまして、令和元年土佐清水市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 ０時１９分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員